それに伴うコストの削減などが期待できますし、何より子供たちにより温かいご飯の提供ができることや炊き込みご飯等のメニューの幅が広がるですとか、そういったおいしい給食のレベルアップにもつながるものと考えます。

なお、検討等でございますけども、このこと につきましては、昨年来ですけども、調理場整 備検討会におきましても検討を重ねてきたとこ ろでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。
- **〇1番 宇津木正紀委員** 終わります。ありがと うございました。

町田義昭委員の総括質疑

- 〇五十嵐智洋委員長 順位2番、議席番号15番、 町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 おはようございます。 私の予算総括質疑の質疑事項のボリュームに ついては非常に簡単なものでございますので、 大した時間はかからないと思いますので、少し 今考えていることを申し述べさせていただきた いと思います。これを申し述べると、蒲生委員 に本当はお叱りを受けるわけでありますけれど も、きょうは長井病院のほうでお休みになって おられますので、ご容赦いただきたいなと思い ます。

ずっと先週から今週にかけて、非常に私は悔しいなと思っていることがございます。と申し上げるのは、数年前に一般質問の冒頭の中で、それぞれの自治体がそれぞれのいいところのPRをしながら、まちの活性化あるいは市民力の向上に努めていかなければならない、また、いくべきだ。そして実践しているというようなことを申し上げたことがございまして、その一手段としてメディアの活用を積極的に取り入れて

いただきたいものだなというような話をしたことかございまして、そのことについては、鋭意、長井市も一生懸命になって取り組みをなされていることについては敬意を表する次第でございますけども、その中で先日、私、前にも申し上げたんですけども、NHKの「家族に乾杯」とか、あるいはBS4の「ふるさと探訪」、そのことを例に挙げたわけでございまして、たまたま先々週でしたか、次のお邪魔する場所は南陽市さんだと、最後に言われたんですね。あらららという感じで、ぜひ、じゃあ、次は南陽市さんですっていうことでありますので、何を差しおいても見なきゃいけないなということで、この間の火曜日、見させていただきました。

それなりに楽しく見させてもらったわけでご ざいまして、特にやはり白竜湖を中心とした映 像なども、あんなに白竜湖が今までよりも小さ くなってんのかななんていうことも感じたりし たわけでございまして、何といっても1時間の 番組ですので、これは物すごく説得力があるし、 あったなというふうに思いまして、もし長井市 にぜひああいうものが来ていただけるというこ とであるならば、三淵の探訪なんていうのは、 本当にすごいPRになるんじゃないかななんて いうふうに思った次第でございます。最後にか らころ館で白岩市長もおいでになったし、市長 の義理の息子さんもおいでになって、本当に南 陽市をPRされておったということでございま すので、ぜひ耳の奥のほうに少し入れてほしい なと、そのように思った次第でございます。

それでは、質疑をさせていただきたいんですけども、総務管理費の公用財産購入費ということで7,800万円ほど上がっておりまして、補償費合わせれば1億5,700万円ですか、800万円ですか、そういう大きな金額が計上されております。やはり今まで、私も古い議員になりますけれども、大きな事業あるいは大きな予算が、あらかじめ事業計画があるというような前提があ

る場合は、3月の当初予算に盛り込んでいただいて、そして長い期間にわたって、それを、説明をいただきながら議論をしていくというスタイルが、私は本流でないかなというふうに考えてきましたし、そうあるべきなんだろうなと思っておりますけれども、このたび、この予算については、次の3月議会に計上されるかなと思ったんですけども、それが突如としてこの12月に計上されたというようなことでございますので、この点について、財政課長に計上のイロハ、そうしたものを少しお聞きをしたいなと思った次第でございます。財政課長のほうから説明をいただきたいと思います。

○五十嵐智洋委員長 大変示唆に富んだ冒頭の発言、ありがとうございました。

鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 お答えいたします。

地方公共団体の予算に関しましては、地方自 治法にその規定がございますので、関連する部 分を引用させていただきたいと存じます。

まず、会計年度につきまして、地方自治法第208条に、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとするという規定がございます。

次に、予算の原則として地方自治法第210条に、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないという規定がございます。

そして、予算の調製及び議決に関しましては、 地方自治法第211条に、普通地方公共団体の長 は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に議会 の議決を経なければならないという規定がござ います。

これらの規定からは、このたびの補正予算に 関しましては、平成30年度予算の議決をいただ きました本年3月の市議会でご議論いただける よう、予算の調製ができればよかったわけです が、3月時点では根拠となります購入を要する 土地の面積、予定価格、補償の対象となる物件 等の詳細がわからないということから、30年度 当初予算の調製ができなかったものでございま す。

なお、地方自治法の第218条には補正予算に 係る規定がございます。地方自治法第218条、 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じ た事由に基づいて既定の予算に追加、その他の 変更を加える必要が生じたときは、補正予算を 調製し、これを議会に提出することができると いうことでございます。この規定に基づきまし て、このたび、補正予算を調製し、上程させて いただいたということでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 30年の3月予算議会の 段階では、詳細についての準備ができていなか ったと。いや、それはもっともな話でございま して、しかしながら、その期間から12月までも う8カ月以上あるわけで、その間において新庁 舎は時限立法の中で建設していくんだというこ とははっきりしておったわけで、それに従って 土地購入等についてもいろいろと運用しながら 交渉を進めていく、あるいはきたということは 必要な行動だったと思いますけども、もっと早 い段階に、私はできたのではないかなという部 分もあるんですけれども、その点について財政 課長は、ことしから財政課長になられたわけで、 急な展開ということもあったでしょうけれども、 いま一度何としてもできなかったということな のか、9月あるいは6月という場面も可能だっ たような気がしますけれども、その点について いかがでしょうか。
- 〇五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。
- ○鈴木嗣郎財政課長 事業の進捗度合いの詳細に つきましては、詳しく存じてはおりませんが、 本年の3月に場所が固まりまして、その後、基 本設計や実施設計というふうなことで進んだ結 果として、急いだ結果として、やっとこの議会

に間に合ったというふうに財政課としては考え ておるところでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 急いだ結果が12月だっ たということでございますので、急がなければ 年を越してしまうというような状況なのかなと、 今、質疑の中でお聞きをしましたけれども、な ぜ私がこういうことについて少し質疑させてい ただいたかと申し上げると、今後、大型事業が めじろ押しでどんどん出てくるわけだね。やは り当局と私たち議会が議論できる場所っていう のは、やっぱりこの場しかないというようなこ とで、非常に時間のない中で議論をされてしま うと、本当に聞きたいことも聞けない、あるい は市民が考えておられる、本当にいい意見も当 局に述べることもできないということというの は、最終的には市民のマイナスにつながるんじ ゃないかなというようなことを考えております ので、申し上げた次第でございます。今後につ いてさまざまな事業展開が行われると思います ので、ぜひ財政課長もそうしたことに気を配り ながら、これから予算計上あるいは財政運営に 努力をしていただきたいなと思いますけれども、 その点についていかがでしょうか。
- 〇五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。
- ○鈴木嗣郎財政課長 このたびの補正につきまして、十分な時間がとれなかったというようなことにつきましては、やはり有利な制度を活用する、あるいはこのたびの事業の期限が決まっているというようなこともありまして、十分に時間をとって、時間をとれば、それだけ期間が必要になってまいりますので、やはり後ろが決まっているというようなことで、このような状況になっているというふうに考えてございます。したがいまして、きちんと事業の期間を設定する中で必要な議論ができるよう、予算の調製はしてまいりたいというふうに財政課としては考えるところでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- **〇15番 町田義昭委員** 今後、ご努力をいただきたいなと思います。

それから予算の計上の中で地方公有財産が、 先ほど申し上げましたけれども、7,800万円、 補償費同額ぐらいか、合わせて1億5,000万円 を超える金額が計上されているわけで、私たち が今まで慣例として記憶している中では、事業 料が1億5,000万円を超えた場合には議決案件 となるというようなことで承知をしてまいった 次第でございますけども、これ2つに分けてお られるので、そういうことはないんだろうなと 思いながら、しかしながら、あえては一つ、1 カ所でございまして、その点について、財政課 長のほうから考えておられることを話としてい ただきたいなと思いますので、よろしくお願い します。

- 〇五十嵐智洋委員長 鈴木嗣郎財政課長。
- ○鈴木嗣郎財政課長 議決を要する案件かどうか という部分で申しますと、工事費につきまして は、ただいまおっしゃられたように1億5,000 万円以上の工事に関しましては、その協定、契 約を結ぶ際に議決が要るということで議案を上 程するというようなこととなります。財産の購 入、財産の取得に関しましては、また別の規定 がございまして、このたびは土地を購入すると いうことでございまして、その場合には補償費 はこの金額には入らないということでございま す。購入する予定の土地につきましては5,000 平米を超えております。それから予定価格が 2,000万円を超えるということで、この条件で ありますと、地方自治法第96条第1項第8号と 長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取 得又は処分に関する条例に基づき、市議会の議 決をいただく必要がございます。

なお、この議案につきましては、本予算が認められた後に相手方と協議を重ねまして、協議が調った後に議案として提出させていただくこ

ととなると考えております。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 私の勉強不足を露呈しまったなという質問で申しわけございませんでしたけども、よろしくお願いしたいと思います。次に、先ほど財政課長に質問したことと重複というふうに捉えられるかもしれませんけども、この12月補正予算に上程される理由についてということで、担当されてきた公共施設整備課長のほうから、この点について少し触れていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
- 〇五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- ○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

このたびの公有財産購入費と補償金が平成30 年度の当初予算とならず、12月補正となった理 由につきましては、先ほど財政課長のほうから の説明もございました。用地測量、物件移転補 償の調査費及び不動産鑑定費等は計上させてい ただきましたが、この調査を実施した後でなけ れば予算として上程できないと、先ほどありま した。その調査を、かなりちょっと短い期間で 非常に急がなくてはならないような状況で、よ うやくこのたび用地測量調査が進んで金額のほ うが固まってまいりました。でしたので、この たびの12月補正のほうの上程させていただいた という理由になります。

また、もう一つなんですが、平成31年度の当初予算等でない理由って、これもあわせて説明させていただきたいと思います。この建設に向けたスケジュールのほう、これを精査した結果、市町村役場の機能緊急保全事業債等の適用期限が平成32年度までに建設を完了しなければならないといったこと、あと、この期限からの工事期間や、あとは開発行為等の申請等の法手続、こちらのほうを逆算していきますと、工事期間は最低でも1年半ほどかかります。そうしますと、工事の着工時期を遅くても平成31年の6月ごろまでに着工しなければ間に合わないという

ふうなことになります。そして、その31年の6月ごろに着工するためには、本年度の末までに用地補償でありますとか工作物の移転補償の契約を締結して、所有権移転等の手続と、あとは工作物等の撤去を完了していただくということが必要となってまいります。また、土地の所有者の同意等が必要となる各開発行為等の申請等もございますので、そうしますと、このたびの12月で補正を上げさせていただいて、年度末までに補償等を完了する、こういった必要があるために、この時期の上程となったということでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- **○15番 町田義昭委員** 先が決まってる状況の中での上程ということについては理解をさせていただきたいと、そのように思います。

次に、平米単価の算定基準ということについて、私も本当に勉強不足でわからないからお聞きしたいなと思ってるんですけども、この1万と700円というものが計上されているわけでございますけども、よく路線価格とかそういうものを見た場合では、長井市の土地はもうちょっと高いんじゃないかとか、そんなように感じる部分はありますけれども、この点について課長の考え方をお聞きしたいと思います。

- 〇五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- ○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。 このたびの用地購入費7,887万7,000円でございますが、これにつきましては、あそこのグンゼさんの敷地の用途地域、この場所については、工業地域という区分となります。また、面積とか、あと規模、あと市内の工業地域の土地取引の事例、また、あそこの土地で宅地造成をした場合を想定した経費と、こちらのほうを総合的に考慮しまして、ことしの9月20日時点での不動産鑑定士さんによります鑑定を行っていただきました。その金額を根拠といたしまして、このたびの1平米当たり1万700円という単価が

算出していただきましたので、こちらのほう採用して上程させていただいたということでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 その不動産鑑定士による単価の提示というのは、財政上きちっとそうしなければならないということで決まっているということで理解してよろしいでしょうか。
- ○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。
- 通常の公共事業と道路とか、そういった場合の買収も国の基準とかございますけども、そちらのほうの土地の買収を行う場合は、この不動産鑑定の金額というのをベースにした金額で買収させていただくというのが通常のルールでございます。
- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- 〇15番 町田義昭委員 わかりました。

次に、4番でありますけれども、相手方の交 渉が順調に進んでいるのかという、また、経過 等についてどのようになっているのか、市長の ほうからお聞きしたいと思います。

- 〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** お答え申し上げます。

ちょっと聞かれてないんですけど、その前に ちょっと町田委員から冒頭の財政課長とか公共 施設整備課長に質問あった点でございますが、 実は同じく私どもと一緒にスタートした川西町 のほうでは、用地の今、造成を行っています。 とっくに買収終わって、造成してるんですね。 我々、なぜできないかっていいますと、これは 私の財政再建の行革の中で、私は残したかった んですが、土地開発公社の解散が必須条件だっ たと。そうしますと、通常こういった公共事業 は先行取得を別途、土地開発公社のほうで進め ていただいて、まとめていただいたものを議会 の議決を得て、市で購入させてもらうというこ とで非常に手続的に短縮できるんですね。それ が私どもの場合には一つ一つ、やはりまず最初 の測量から、あるいは不動産鑑定から、そうい ったものを直接議会からご承認いただいてそれ を探って、その後、相手側とある程度交渉して、 ようやく用地買収とか補償の議案を提案するこ とができるということだ私は思ってます。した がいまして、町田委員がおっしゃるのはごもっ ともなんですが、本当に歯がゆいところがたく さんございます。

お答え申し上げます。

まず、経過についてでございますが、昨年度から数回にわたりまして、庁舎敷地の駐車場部分、構内市道の部分及びグンゼ敷地全体の将来構想等につきまして、グンゼさんと話し合いを進めてまいったところでございます。庁舎の駐車場部分の用地と物件移転補償の考え方とスケジュール等を11月上旬にグンゼさんに提示させていただいたところです。このたびの補正予算の金額を今月中に再度グンゼさんに提示させていただき、用地物件補償の金額についてご了承いただくように話し合いを進めていきたいと考えてるところでございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 やはり冒頭にお話あったとおりに、私たち側としましては、もう新庁舎を建設するとはっきりしている中で、なぜこんなに遅いのかと、経過が。そして、ぎりずになって予算を計上されて、この議会でそうしていかないとどうにもならないというような状況づくりというのは、これはお互いにマイナスだと感じてきましたので、あえて言わせていただいたんですけども、市長のほうから、そういう理由と、大きな要因だということでございますので理解するわけでございますけども、やはり本当にぎりぎりの期限内での契約ということになるわけで、私たちとしましては、正直な話、適正な価格で売っていただけるものと思っておりますし、売っていただけなければ、市民とし

ては満足しないだろうというようなことでありまして、結果的においては、意外と高かったなとか、そういうことでない努力は、これは当局、市長を中心とした方々にやってもらわなきゃいけないわけでございますので、最終的にはやっぱりどの辺に、一つの相場っていうものもあるかもしれませんけども、その点について市長の所見というのはどのように考えておられるのか、ちょっと。最終的な、路線価格よりは高くはなるわけでございますので、その点についてちょっとお聞かせください。

- 〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。
- 〇内谷重治市長 私も不動産鑑定の結果を聞いた とき、えっということですよね、そんなわけな いでしょということだったですね。これじゃあ、 相手側が納得するわけないというふうに率直に 思いました。

ただ、聞いてみますと、やっぱりまず、工業 地帯だと、工業地域だと、用途指定がですね。 それから現在の状況が宅地じゃなくて、もう雑 種地で荒れ放題なわけですね。それと、ちょっ と道路を1本挟んだ本町のほうは、長井市がま だまだ元気だった平成の初めごろは、やっぱり 実勢価格っていうのは、本町の道路沿いですと 40万円だったそうです、坪。それぐらいで取引 して、それでも売りたくないと、そんな話もあ ったぐらいだというのから考えれば、ちょっと 信じられないような金額でしたけども、ただ、 これは私ども相手方と交渉させていただくとき に、やっぱり不動産鑑定をしっかりとして条件 をお示ししながら、相手側が、土地の所有者が、 通常は土地の所有者も不動産鑑定かけるわけで すね。双方の不動産鑑定で適正な価格を協議し て決定するということだと思いますが、これは 相手側がある交渉事でございますんで、この辺 のところは、やはりいかに信頼関係を築いてい くことだと思ってます。

したがいまして、ちょっと今回はいろんな条

件があって、私どもとしてはありがたい金額ではあるんですが、相手側がやはり納得していただけるような、そんなところの将来の話をさせていただきながらグンゼさんにご協力をお願いして、何とか購入させていただくようにお願いしてまいりたいと思っております。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 公共施設整備課長ともお話ししたんですけども、10,700円なんて何でこんな安い価格を出してスタートするんですかというような話をしたんですけども、いや、この価格に近い価格で決定させていただくように努力してお願いしたいんだというようなことでありましたので、それは相手方もあるわけでございまして、とんでもない価格の設定っていうのはないわけで、よりよいところで落としどころをつけていただければありがたいなと、そんなふうに思います。

それから、契約等について、先は決まってるというお話もありましたけども、それについては、やはり交渉事でございますので、なかなか歩み寄れないとかいろんなこと、時間的なものが生じてくると思うんですけども、そこら辺の時期とか、あるいは延びる可能性もあるんだよとか、そういうものについての見解を市長からいただきたいと思います。

- 〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 契約につきましては、やはり年度内までに契約をさせていただき、契約する際は議会の議決が必要でございますんで、できますれば、今回補正で認めていただいて、3月の定例会のほうに冒頭で上程させていただき、そこでご承認いただければ、年度内で契約ができるものと思っております。

なお、見通しでございますが、私ども、グンゼさんのほうは随分前から交渉しております。 今回、庁舎の用地の一部駐車場の部分ということでの購入をお願いするわけですが、隣のグン ぜさんのいろいろな工場などもある部分も含めて、公共複合施設をということで、しかも官民連携のいわゆるPPPでぜひ一緒にやっていただけないかということを説明しながら、私も、この間、社長がかわられまして2人目でございますが、大阪本社のほうに2度出向いたり、あるいはグンゼさんの不動産関係を担当する会社の社長さん初め、いろんな方々が私ども長井にも、そして私どもからも大阪やら、あるいは京都とか、いろんなことを見せていただきながら信頼関係を構築しておりますので、何とか今回はお認めいただけるものと考えるところです。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 今年度中というような ことで、しかも当初予算のほうに上程しながら というふうに議論していきたいというようなこ とでございますので、非常に進め方としてはあ りがたいなと、そんなように思ってます。少な くとも最終日提案なんていうことのないように だけは、ぜひ今からお願いしておきたいなと、 そんなように思います。

それと、先ほどもちょっと触れたんですけども、やはり不動産鑑定士の価格と実勢価格というのは、これは違うわけでございまして、必ず差異が生ずるということは覚悟しなきゃならないし、私たちもその旨は承知しなきゃいけないと思ってるんですけども、それが生じた場合については、当然もう当初に上げることもできるかもしれませんし、それは、あえて補正という形になってくるかもしれませんし、その点については市長はどんな考えを持っておられるでしょうか。

- 〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** それでは、失礼いたしました、 お答えをしたいと思います。

補正予算を上程させていただく過程では、不 動産鑑定などの根拠が必要であるため、この単 価とさせていただいたところでございます。ま た、交渉のための用地単価につきましては、委 員からおっしゃるように、差異が余りあります と、向こうのほうで、これでは納得できないか らもう少し高くしろと、こういうようなことと 当然あり得るということでございますが、ここ は、先ほども申し上げました、るる、繰り返し になりますけども、何とか公共事業のルールに のっとって不動産鑑定の金額でご了承いただき たいということでお願いしてまいりたいと。そ して用地費と物件補償費をお示ししながらご納 得いただくように努力をして、3月の、先ほど 言いましたように、最終日提案にならない、そ の前にきちっと合意していただけるように努力 をしてまいりたいと思います。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- **○15番 町田義昭委員** よろしくお願い申し上 げたいと思います。

次に、この項目の最後でありますけども、都 市再生整備事業分の市道拡幅部分は、やはり不 動産鑑定士のとおり同価格ということになって おるんですけども、これを、あえて都市再生整 備事業でする部分は分けて計上されるわけだよ ね。恐らく分けて計上するということは、都市 再生整備事業に関しては、補助金等々か該当す るということでこういう上程の仕方をされたん でないかなとは思いますけども、確かに先ほど 市長が申されたとおり、この部分については、 3番については大きな面積があるんですけども、 5、6、7だか、グンゼさんのちょうど市道の 通りのところの拡幅については歩道という話で すけども、これが同じような価格になってしま うのか、どういうふうな考え方を持っておられ るのか。これは別な事業でありますので、その 点について市長はどういうお考えでしょうか。

- 〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。
- **〇内谷重治市長** 先ほどの質問の中で、上程価格 と差異があった場合どんな方法で行うのかとい うお尋ねがあったわけですが、それとダブりま

すが、基本的には同じ不動産鑑定の額で道路の 拡幅部分についてもお願いしてまいりたいとい うふうに考えております。

ただ、条件が今回は不動産鑑定がいわゆる5,000平米以上7,000平米ぐらいの使用してない雑種地を、しかも工業地域の用途指定の土地をと、道路に、市道等に、県道等に面してないところがメーンでしたので、そこの部分と、例えば現在グンゼ通りに面してる市道の部分を拡幅する場合は、道路に面しておりますので若干差異が出てくるかもしれませんが、基本的には私どもはこの今回の不動産鑑定の額でお願いしていくということに変わりはございませんで、そのように交渉してまいりたいというふうに考えております。

〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 あの土地の区画の奥の ほうと道路側というのは本来はもう違って当た り前なわけで、先ほど市長も大昔の話をしまし たけども、私の記憶では郵便局さんの坪単価が 40万円だったと、そういう議会でやりとりをし た記憶がございまして、本当は道路に面した部 分については、何メーターかは3倍とか、そう いう値段が設定されるのが常にあろうなと思っ たもんですから、この点について確認をさせて いただいた次第でございます。ありがとうござ います。

続きまして、大きな項目、市庁舎建設で住民のプライバシーは守られるのかということでございますけども、ちょうど庁舎は3階建てだということで、もともと1.5メーターぐらい高いわけだね。そこに3階建てができるということは、1階5メートルとして15メートル、それにプラスアルファということで20メートル近い建物になるんだろうなと、外観的には。そうした場合に、あの長井駅の東側に当たってる栄町の10軒近い事業所を含めての住民の皆さんがどう思われるんだろうなというふうに感じたときに、

この点についてどのような今まで建設に当たって説明、そして話し合いをなされてきたのか、 市長にお伺いしたいと思います。また、これは 市長と言っておるんですけども、整備課長でも よろしいので、お願いします。

〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

〇内谷重治市長 お答えいたします。

2月から3月にかけました新庁舎の建設基本計画について、市内6地区の市民説明会に先立ちまして、栄町全域の住民の方々を対象とした説明会を行ったところでございます。また、隣接地の6世帯の方々には、9月の下旬から10月上旬にかけて個別に説明を行わせていただきました。その中で、疑問や不安に感じている点などを伺いながらご説明させていただいているところでございます。

私も、庁舎の位置を決める説明会っていうのが3月、2月の臨時議会の後にさせていただいたわけですが、そのときに一番の心配事は、やっぱり工事車両がどういうふうに入ってくるんだとか工事中の騒音がどうだとかっていう話が多かったと思ってます。

なお、その当時は、駅のところと民家の境目 のところに、いわゆる庁舎は線路寄りにできる だけ近づいて6メートルの道路をとって、そし てそちら側にも庁舎にぴったりくっつけた駐車 場などをつくって、できるだけ圧迫感のないよ うに考えていきたいと、そんなことで説明をさ せていただきましたけれども、委員がおっしゃ ってるプライバシーのことについては、その当 時は、まだ場所をどうするかということだった もんですから、そんな心配はなかったと思って おりますし、その後、基本設計の説明等々では、 そこで特別にはしなかったんですが、3階建て にすることについては、まず、やっぱり栄町に 相談しなきゃいけないということで、そのとき にはご了承いただいたというふうに私は考えて おります。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 やはりプライバシーということは、十分なる下地をつくって建設行動に入っていくということが私は前提になると思います。ましてや、言葉は悪いんですけども、人様が相手でございますので。数年前には家畜を相手にして補償を出したという記憶があったんですね。そのときはかなり議論したんですけど、でもやむを得なくて、結構な金額を請求されて、ここで議決をしたというように今振り返っているんですけども、これは、人命にかかわることとか、そういうものについては後から出てくることでございますので、これはやっぱりきちっとした下地をつくっていくということが大事になるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

これ仮定の話とか想定の話をしてしまうと、ちょっと議場で議論するというのはまずいんだろうなと思うんですけども、やはりあれぐらい高くなってしまうと、完全に見おろされるわけだね。そうしたときにおいて、もう最初から、その見おろされたような感じを払拭していくような対策とか、あるいはそれによって生活圏を守っていくんだというようなことは考えておられるのか、その点について整備課長のほうからお答えいただきたいなと思います。これ2番について。

〇五十嵐智洋委員長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩 午後 1時00分 再開

〇五十嵐智洋委員長 休憩前に復し、午前に引き 続き会議を再開いたします。

それでは、町田委員の質疑を続行いたします。

内谷重治市長。

〇内谷重治市長 お答えいたします。

今後、住民の方々からのご要望があれば、十 分な対策を行い、委員おっしゃるように、生活 圏が侵害されないような配慮を行ってまいりた いと考えております。

具体的な対策につきましては、公共施設整備 課長が申し上げます。

- 〇五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- ○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

説明会をやった時点では、工場中の不安というものが出されました。工事車両の出入りの不安でありますとか、あとは騒音の不安などが出されました。工事中の車両の出入り等につきましては、交通量では、住宅への進入経路でありますとか重機の作業方法の工夫、あとは、騒音という問題に関しましては、工事現場の仮囲い、あとは施工方法の選定とか、あと重機については、低騒音型の機械の使用等で工事期間中についてのプライバシーというのは確保の工夫というのはなされると思います。

先ほど委員からございました庁舎の上から見 おろす視線の問題というのがありますが、これ は非常に難しい問題であると考えております。 一般的には塀を立てたり、目隠し、あとは植栽 をしたりして視線を遮るというような方法があ るわけでございますけども、上のほうからの視 線を遮る、これはちょっとなかなか工夫が必要 で、住宅の窓をミラーガラスにするとかあると は思うんですけども、その辺につきましては、 住民の方々と話し合いして最善の方法を探って いきたいというふうに考えております。

- 〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。
- ○15番 町田義昭委員 今後については、十分 に住民の皆さんと話し合いをしながら進めてま いりたいということでございまして、そのとお りだと私は思いますけども、努力をしてほしい なとお願いするわけでありますけども、やはり

一番心配なのは、先ほど整備課長が申されまし た建設後の視線とか、そういうものだと私は思 うわけで、私がもしあそこの立場だったらやっ ぱり気になるんじゃないかなと。20メートルぐ らいの建物でありますので、想像の域だからな かなかこれで議論しようとするのは無理なのか もしれませんけども、やっぱりそういう状況に なったときに、いち早くその対策を立てられる ような環境づくり、それは必要なのではないか なと私は思います。あそこに道路ができたりし て、いっぱいいっぱいの道路の今構想でしょう。 そうすると、それが可能にならないとかできな いとか、そういうことのないような最初から設 計というか、準備というものが必要なのでない のかなと思ってるんですけども、塀を立てるな らどれぐらいとかそういうことじゃなくて、も しそういう状況が生じたら対応できるような環 境づくりというような準備ですか、それはやっ ぱり大事だなと思ってるんですけども、その点 について、市長ですか、お願いしたいです。

〇五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

〇内谷重治市長 現在、基本設計がおおむね固ま りまして、これはもちろん議会の皆様からの提 言書並びに申し入れ書等々を配慮しながら実施 設計に移ってるところでございます。町田委員 おっしゃることについては、私も全く同じ考え でございまして、こういった基本設計と実施設 計という一連の準備を進めている一方で、場所 を決定いただいたとき、早速、建設参事なり担 当課長のほうに将来的なことも考えて、やっぱ り駅前広場というのは、都市計画上、現在の、 何ていうんでしょうか、具体的に申し上げます と、北側と南側の両サイドに幅広く広場をつく ると、大型バスが回転できるような。そういう 都市計画をもう既に25年ぐらい前につくってる ようでございますけれども、それをさらに一歩 進んだ形で将来いろいろな課題が、問題が生じ ないようにすることが必要ではないかというこ とで、検討をお願いしていたところでございます。

庁内の配置とか建物の平面計画や構造、駐車場の位置・構造、また、構内道路と隣接道路の構造等のハード部分につきましては、使いやすく快適で苦情が出ない構造とするため、さまざまな状況を想定し、細心の配慮を行って実施設計は進めております。また、新庁舎の位置が正式に確定した現在、中心市街地の大きなくくりの中で、新庁舎周辺の整備、特に都市計画道路長井駅海田線、これは駅前通りでございますが、これと一体となった駅前広場の整備をどうするかを模索してるところでございます。

そのような中で、グンゼ敷地内に予定しております東西の市道と同等の道路を延長する形で新庁舎前を南北に通し、スクエア、庁舎の前に広場を設けるということを、そういった道路網を形成して、市庁舎と長井駅、また、公共複合施設との回遊性や、それからまちなかへ移動する場合の利便性を向上するための周辺整備を来年度より実施する都市再生整備計画事業、これは事業名としては都市再構築戦略事業で、通路、駐車場及び駐輪場の整備ができないか検討しているところでございます。現在そのことについて、委員が心配されているような周辺の住民の方々と話し合いの場を持っているところでございます。

〇五十嵐智洋委員長 15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 苦情なんてのは言葉が悪いですけども、小さなやっぱり心配とか、そういうものが出てくることは、それは想定しなきゃいけないわけで、当然のことだろうと思いますね。しかしながら、やはり最悪に近いような状況、本当に行政と住民の方々が争い事になって、最終的には、もう移転してくれよなんていうことになったら本当に困ると思いますので、そうした点は十分に配慮して進めていってほしいなと、そんなふうに思いますし、また、移転

とかそういう状況になったとしても、適切な住 民との話し合いをしていただける環境づくりに 努力をしていただきたいなと、そんなように思 ってる次第でございます。

あと、やはり川西町さんのように何もないところにぱんと建てられれば、これは余りそうした心配はないと思いますけども、一番長井の中心商店街の中に、ましてや駅舎と一緒に建てるというふうな状況なもんですから、さまざまな知恵を出してつくっていかなきゃいけない部分があるかと思います。

私は、これは通告外になってしまうんですけども、あそこへ160メートルの暴風壁が出るわけだね、建物が暴風壁になるわけだ。そうした場合に、長井線が雪に埋まってしまうんじゃないかなとか、いや、そんなことはないわけでございますけども、なってみないとわかりませんので、余計な心配したりすると議論がだめになるんであれですけども、いろいろ出てくると思いますので、適切な対応をしていただけることをお願いを申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〇五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑 は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第95号 平成30年度長井市 一般会計補正予算第4号についての 質疑

〇五十嵐智洋委員長 まず、議案第95号 平成30 年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について、ご質疑ございませんか。 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 20ページでありますが、 7款1項4目企業振興費、003企業立地促進事業の長井市温泉源保全事業補助金300万円について伺います。きのうの産業・建設常任委員会協議会では説明あったんですが、若干質疑させていただきたいと思います。

桜湯は、あせもなどの皮膚病によく効く、本 当に効用がいいということで、私もよくあせも をかくと行って治してたんですが、この温泉の 再利用できるように期待しております。

この300万円の補助金については、株式会社 あやめ温泉桜湯に対しての事業補助だというこ とですが、この株式会社あやめ温泉桜湯の株式 会社の設立の経緯を商工観光課長に伺います。

- 〇五十嵐智洋委員長 赤間茂樹商工観光課長。
- ○赤間茂樹商工観光課長 長井あやめ温泉桜湯の 経営についてお答え申し上げます。

当温泉施設につきましては、平成7年ころ、 農事組合法人であります西根転作機械利用組合 によりまして建設されました。以降、平成17年 に有限会社長井あやめ温泉桜湯を設立いたしま して、温泉業務の運営を行ってまいったところ です。また、平成20年に改組いたしまして株式 会社長井あやめ温泉桜湯といたしまして、資本 金を増額して現在まで運営していたというふう な状況でございます。

- 〇五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。
- **〇1番 宇津木正紀委員** 詳しい説明ありがとう ございました。

今、桜湯が、温泉は入れないわけですが、この株式会社あやめ温泉桜湯の運営の実態はどのようになってるでしょうか、商工観光課長に伺います。

- 〇五十嵐智洋委員長 赤間茂樹商工観光課長。
- **〇赤間茂樹商工観光課長** お答えいたします。

株式会社長井あやめ温泉桜湯につきましては、 平成27年7月にポンプの故障を起こしまして、